

令和7年10月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年10月10日 金曜日 午後3時02分から午後3時29分まで
- 2 開催場所 保健福祉センターなわ 多目的ホール
- 3 出席委員 (29人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	8番	中川 勝彦	
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵	
	3番	前田 繁昌	10番	岡田 浩司	
	4番	石原 文義	11番	森田 博文	
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 厳	
	6番	矢田 考志	13番	米澤 誠一	
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子	

推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴	
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹	
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚	
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介	
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美	
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義	
	8番	戸野 悦宏	15番	山根 章司	

- 4 欠席委員 (1名) (推委7番 高虫 秀樹)
- 5 遅刻委員 (2名) (推委10番 吉野 徹、推委12番 上田 陽介)
- 6 議事録署名委員の決定 (3番 前田 繁昌、4番 石原 文義)
- 7 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 大山町地域計画大山地区(変更案)に対する意見聴取について
 - 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について
- 8 報告事項
 - (1) 賃貸借の解約について
 - (2) その他
- 9 その他
 - (1) 定例会の日程について
 - (2) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	坂 田 真 寛
主 幹	西 川 援
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 それでは、議長よろしく願いいたします。

議長 【議長挨拶】
・時候挨拶。
・台風による農作物の被害について。

議長 本日の欠席届が、推進委員 7 番さん。
それから、少々遅れるっちゃうことで、推進委員 1 0 番さんと推進委員 1 2 番さんの報告が出ています。
従いまして、本日の会議が成り立つことを宣言しまして、開会したいと思いますので、よろしく願いします。
それでは議事録署名人の決定ですけど、3 番委員さんと 4 番委員さんをお願いします。よろしく願いします。

議長 それでは、会務報告をお願いします。

事務局 【会務報告】
(9 月 1 0 日) ・定例農業委員会について。
(9 月 2 5 日) ・農業経営改善計画認定審査会について。
・大山地区農業相談日について。相談件数 3 件あり。
(9 月 2 6 日) ・西部地区農業委員会会長協議会臨時総会、研修会について。
(9 月 2 9 日) ・県農業委員会女性協議会第 2 回役員会について。
(1 0 月 6 日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
(9 月 2 4 日～1 0 月 6 日) ・非農地現地確認について。

議長 何かありましたらどうぞ。
(農委 7 番委員、挙手)

議長 はい、どうぞ。

農委 7 番委員 すみません。7 番です。

会務報告の中で、9 月の 2 4 日から 1 0 月 6 日の非農地パトロールという記載がありますけども、パトロールではなく、非農地について、パトロールしたものについての確認作業だというふうに理解をしておったんですけども、パトロールでないほうが良いじゃないでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい。質問ありがとうございます。

パトロールでなく、現地確認が正しいところでございますので、そのようにお願いいたします。以上です。

議長 よろしいですか。
農委 7 番委員 はい。
議長 他に何かありませんでしょうか。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のほう、説明をさせていただきます。

番号 3 4、〇〇、畑 2 筆、合計 2, 0 3 2 m²。こちらは親族間の贈与になります。

本申請は、譲受人が以前から耕作されていた農地になりまして、こちらの名義を変更したいということで、9 月の農業相談日のほうで相談がございまして、その後、譲渡人と協議をされまして、今回取得されることになったものです。取得農地では、牧草を作付けされる予定です。

番号 3 5、〇〇、畑 2 筆、合計 5 3 8 m²。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、譲受人の家の隣にある農地で、手放すことを希望されていた譲渡人が、住宅を購入されました譲受人と協議をされまして、今回、取得をされることになったものになります。取得農地ではブロッコリーを作付けされる予定です。

番号 3 6、〇〇、田 1 筆、3 0 8 m²。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、隣の農地を耕作する譲受人が取得を希望されまして、譲渡人と協議され、今回取得されることになったものです。取得農地では水稻を作付けされる予定です。

最後です。番号 3 7、〇〇〇、田 3 筆、計 1, 1 3 2 m²。こちらは元夫婦間の贈与になります。本申請は財産分与によりまして、譲受人が取得されることになったもので申請があったという形になります。取得農地では野菜を作付けされる予定です。

4 件いずれも、農地法第 3 条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは、現地確認をされてますので、3 4、3 5 番を推委 4 番委員さん、3 6、3 7 番を農委 1 1 番委員さんからお願いします。

推委 4 番委員 はい。4 番です。午前中、農委 9 番委員、農委 1 1 番委員と事務局で現地確認をしました。

34番については、牛舎の周りに放牧している土地がありますが、その隣ぐ
らいの土地でして、管理もされており問題ない状態だと思います。

続けて35番、〇〇〇〇〇〇ですけども、購入された家の隣に位置してまし
て、この土地は、どうもしばらく使ってなかったような感じでしたが、長い草
やなんかが刈ってあり、春に向けて作付けの準備が始められる状態にありまし
た。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

農委11番委員、お願いします。

農委11番委員 はい。11番です。

36番の農地ついて説明いたします。

こちらの圃場でございますけれども、入会で約1反ほどでございます。

既に7畝のほうは、水稻を作付けされておられます。残りの3畝のほうを売
り渡すということで、こちらのほうは若干草はありましたけれども、境界を取
れば十分水田になる圃場だと確認してまいりました。

続きまして37番でございますけれども、こちらの三つの農地とも、草刈り
をされておられました。耕して、十分、野菜が作られる農地ということで確認
してまいりました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、許可することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第2号、大山町地域計画大山地区（変更案）に対する意見の
聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第2号、大山町地域計画大山地区（変更案）に対する意見聴取に
ついて。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

議案書2ページを御覧ください。

本件議案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、地域計画策定後、地
域計画変更案について、大山町長から農業委員会に意見照会があったものであ
ります。

先月に続きまして、2回目の意見聴取になります。

この農業委員会に諮る前には、「地域での協議」というのを事前に行うことが
必要ですけれども、大山町の運用では特に必要と認められる場合を除きまして、
町のホームページで一定期間回答期間を設けて意見募集を行うという簡易な開
催方法で協議を実施する運用というのを、農林水産課のほうで行っております。

その「地域での協議」につきましては、既に実施済みでございます。

申請内容につきましては、2 ページ、右側の中段を御覧ください。農地の一部を分筆して送電線鉄塔の設置を行いたいという計画になります。

こちら記載がございませんが、申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社でありまして、工事予定のほうは、2026年8月1日、来年の8月から、2028年の5月30日までの予定となっております。

場所につきましては、3 ページを御覧ください。〇〇の集落の北側に広がる農地になります。

はぐっていただきまして、4 ページを御覧ください。左側に地域計画変更前、右側に地域計画変更後ということで載せております。凡例では、「NO. 5 その他（今後検討）」に該当しまして、地域計画策定の話し合いの際、色がつかなかった農地になります。

（推委10番委員、15時18分着席）

5 ページから8 ページのほうには必要な事業用地、そして、各筆の求積表を載せております。

四角で囲んであるのが、面積になります。

なお、農地転用の手続きとしましては、送電線鉄塔の設置した場合、農地法の施行規則によりまして、許可不要という取り扱いになっております。来年8月の工事着工までに事業者が県のほうに届け出を行いまして、その情報が事務局に届いた後に、農業委員会定例会の報告事項として報告のほうをさせていただくという流れになっております。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

現地確認をされてますので、農委11番委員、よろしくお願いいたします。

農委11番委員

はい、失礼します。先ほど説明がございましたけれども、〇〇〇〇の鉄塔ということで、公共性の高いものでございます。

また、集落のほうで既に協議が終わっているということで、ちょっと言葉悪いですけど、致し方ないのかなとは思って見てまいりました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、何か意見のある方は挙手をお願いします。

それでは、無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。全員賛成ということで、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり、照会があったので意見を求

めます。(詳細；詳細は議案に明記)

(農委12番委員、15時22分着席)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

でははじめに、議事参与となっている農地番号の15番、20番、21番、23番を除いた番号について、審議を行います。

質問のある方は、挙手をお願いします。

では無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により、承認することに決定いたします。

議長

続きまして、議事参与の審議を行います。

推委9番委員さん、(議事参与の制限のため退室を)よろしく。

(推委9番委員、退室)

それでは、15番、20番、21番の審議を行います。

質問のある方は、挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

(推委9番委員、入室)

議長

農委8番委員さん。

(農委8番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは23番を審議します。

質問のある方は、挙手をお願いします。

無いようですので、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定いたします。

(農委8番委員、入室)

議長

続きまして報告事項ですが、賃貸借の解約についてですが、13ページは見ておいてください。

その他、事務局より報告をお願いします。

事務局

【その他】

・合併20周年記念式典での功労表彰について。

議長

本当に御苦労さんでした。

それではその他の件ですが、11月の定例農業委員会については、11月10日、月曜日、午後3時から、この場所、保健福祉センターなわで行います。

現地の確認当番は、農委7番委員さん、農委12番委員さん、農委6番委員さんとなっておりますので、よろしくお願いします。

続いて、事務局お願いします。

事務局

【その他】

- ・2026年農業委員会手帳の申込みについて。
- ・農地利用最適化活動研修会について。
- ・人権推進室より連絡とお願いについて。

議長

それでは、本日はありがとうございました。

これで、委員会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 前田 繁昌

議事録署名委員 石原 文義

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。